別紙１

事業主（扶養者の勤務先）の証明による被扶養者認定の詳細について

【制度について】

１．事業主の証明による被扶養者認定の対象とならない方

- フリーランスや自営業など特定の事業主と雇用契約を締結されてない方。
  （ただし、フリーランスや自営業者としての収入と、勤務先からの給与収入の両方がある方について、給与収入が一時的な収入変動で増加したことにより、被扶養者の収入が 130 万円以上となる場合は対象となります。）
- 雇用契約書等を踏まえ、年間収入の見込みが恒常的に 130 万円以上となることが明らかである方。
- 社会保険の適用事業所において、社会保険の適用要件を満たす場合には、社会保険の被保険者となる必要があるため、今回の措置の対象とはなりません。
- 被扶養者の年間収入が被保険者の年間収入を上回る場合。または、被扶養者の年間収入が被保険者からの援助による額を上回る場合。

２．一時的な収入増加の要因等

（1）今回の措置はあくまでも事業主の人手不足等以下の事情に伴う、被扶養者の方の労働時間延長等による一時的な収入変動を対象としております。

- 当該事業所の他の従業員が休職したことにより、当該労働者の労働時間が増加した場合
- 当該事業所の他の従業員が退職したことにより、当該労働者の労働時間が増加した場合
- 業務の受注が好調だったことにより、当該事業所全体の業務量が増加した場合
- 突発的な大口案件により、当該事業所全体の業務量が増加した場合

（2）以下のような事情では、一時的な収入の増加とは認められません。

- 昇給等により基本給が上がった場合や恒常的な手当が新設された場合など、今後も引き続き（恒常的に）収入が増えることが確実な場合
- 毎年、季節的に労働時間が増加する場合
- 恒久的に労働時間が増加した場合
- 慢性的な人員不足により労働時間が増加した場合
- 雇用契約変更(給与や働く日数・働く時間など)により収入超過が見込まれる場合

３．今回の措置の対象となる期間

本措置については、あくまでも「一時的な事情」として認定を行うことから、同一の者について、厚生労働省から通達の発出日（令和5年10月20日）以降2年間を対象期間とします。

【事業主の証明書について】

1. 事業主の証明書の取得先

今回の措置にかかる事業主の証明書は被扶養者の勤務先から取得してください。なお、複数の事業所で勤務している場合、一時的に年間収入が 130 万円以上となった主たる要因である勤務先から事業主の証明を取得してください。ただし、複数の事業所においてそれぞれ一時的な収入増加がある場合は、それぞれの事業者から事業主の証明書を取得してください。

2. 事業主の証明する期間について

実際に労働時間延長が行われた期間に対して事業主の証明書を提出してください。なお、当該期間において数回に分けて、例えば1月～3月 ・ 10月～12月に期間が分かれて労働時間の延長があった場合には、労働時間延長が行われた期間ごとに事業主の証明書を取得してください。

3. 事業主の証明書の記入例等 （当健保組合に加入されている被扶養者の収入確認）

(1)他の従業員が休職・退職したことにより、当該労働者の業務量が増加したケース

⇒ 労働時間延長が行われた期間の事業主の証明書を提出してください。

⇒ 事業主の証明書の提出時期・・・・・①翌年2月頃又は②翌年の現況確認調査時期

＜1回目＞： 人手不足による労働時間延長が行われた期間： 令和6年10月から 令和6年12月まで
上記期間における労働による収入額(実績額)
（10月:15万円）＋（11月:15万円）+（12月:14万円） ＝ 44万円

【被扶養者を雇う事業主の記載欄】 一部抜粋

雇用契約等により本来想定される年間収入	1，200，000円
人手不足による労働時間延長等が行われた期間	令和 6 年 10 月 から 令和 6 年 12 月 まで
上記期間における当事業所での労働による収入額（実績額）	440，000円

令和6年												
給	給	給	給	給	給	給	給	給	給	給	給	
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	15万円	15万円	14万円	134万円

（44万円）

(2) 業務の受注の好調により、「3月・4月」と「11月・12月」の期間が分かれて業務量が増加したケース

⇒ 労働時間延長が行われた期間ごと（1回目と2回目）の事業主の証明書を提出してください。

⇒ 事業主の証明書の提出時期・・・・・・①翌年2月頃又は、②翌年の現況確認調査時期

＜1回目＞： 人手不足による労働時間延長が行われた期間： 令和6年3月から 令和6年4月まで
上記期間における労働による収入額（実績額）： （3月：14万円） ＋ （4月：14万円） ＝ 28万円

＜2回目＞： 人手不足による労働時間延長が行われた期間： 令和6年11月から 令和6年12月まで
上記期間における労働による収入額（実績額）：（11月：15万円） ＋ （12月：14万円）＝ 29万円

＜1回目＞事業主の証明書 （被扶養者を雇う事業主の記載欄 一部抜粋）

雇用契約等により本来想定される年間収入	1，290，000円
人手不足による労働時間延長等が行われた期間	令和 6 年 3 月 から 令和 6 年 4 月 まで
上記期間における当事業所での労働による収入額（実績額）	280，000円

＜2回目＞事業主の証明書 （被扶養者を雇う事業主の記載欄 一部抜粋）

雇用契約等により本来想定される年間収入	1，290，000円
人手不足による労働時間延長等が行われた期間	令和 6 年 11 月 から 令和 6 年 12 月 まで
上記期間における当事業所での労働による収入額（実績額）	290，000円

令和6年

給	給	給	給	給	給	賞	給	給	給	給	給	給	
1月	2月	3月	4月	5月	6月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
10万円	9万円	14万円	14万円	10万円	10万円	4万円	9万円	10万円	10万円	10万円	15万円	14万円	139万円

２８万円

２９万円

(3)他の従業員が休職・退職したことにより、「1月」と「7月」と「12月」の月ごとに業務量が増加したケース

⇒ 労働時間延長が行われた期間ごと(1回目と2回目と3回目)の事業主の証明書を提出してください。

⇒ 事業主の証明書の提出時期・・・・・①翌年2月頃又は②翌年の現況確認調査時期

＜1回目＞: 人手不足による労働時間延長が行われた期間: 令和6年1月から 令和6年1月まで
上記期間における労働による収入額(実績額): (1月:15万円)

＜2回目＞: 人手不足による労働時間延長が行われた期間: 令和6年7月から 令和6年7月まで
上記期間における労働による収入額(実績額): (7月:15万円)

＜3回目＞: 人手不足による労働時間延長が行われた期間: 令和6年12月から 令和6年12月まで
上記期間における労働による収入額(実績額): (12月:16万円)

＜1回目＞事業主の証明書 (被扶養者を雇う事業主の記載欄 一部抜粋)

雇用契約等により本来想定される年間収入	1,280,000円
人手不足による労働時間延長等が行われた期間	令和 6 年 1 月 から 令和 6 年 1 月 まで
上記期間における当事業所での労働による収入額(実績額)	150,000円

＜2回目＞事業主の証明書 (被扶養者を雇う事業主の記載欄 一部抜粋)

雇用契約等により本来想定される年間収入	1,280,000円
人手不足による労働時間延長等が行われた期間	令和 6 年 7 月 から 令和 6 年 7 月 まで
上記期間における当事業所での労働による収入額(実績額)	150,000円

＜3回目＞事業主の証明書 (被扶養者を雇う事業主の記載欄 一部抜粋)

雇用契約等により本来想定される年間収入	1,280,000円
人手不足による労働時間延長等が行われた期間	令和 6 年 12 月 から 令和 6 年 12 月 まで
上記期間における当事業所での労働による収入額(実績額)	160,000円

令和6年

給	給	給	給	給	給	賞	給	給	給	給	賞	給	給	
1月	2月	3月	4月	5月	6月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	11月	12月	
15万円	10万円	10万円	10万円	10万円	7万円	3万円	15万円	10万円	8万円	10万円	3万円	7万円	16万円	134万円

15万　15万　16万

4. 事業主の証明書の要否について

(1)他の従業員が休職・退職したことにより、当該労働者の業務量が増加し1カ月分の給与が厚生労働省通知の額(130万円)の12分の1(108,333円)を超過したケース

① 年間収入130万円を超える場合は、労働時間延長が行われた期間の事業主の証明書を提出してください。

令和6年													
給	給	給	給	給	給	賞	給	給	給	給	賞	給	給
1月	2月	3月	4月	5月	6月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	11月	12月
10.5万円	10.5万円	16万円	10.5万円	10.5万円	7万円	3.5万円	10.5万円	10.5万円	10.5万円	10.5万円	3.5万円	7万円	10.5万円

131.5万円

年間収入130万円以上となるので事業主の証明の提出が必要です。

② 給与1ヵ月分が月額上限を超過していても給与調整で年間収入が130万円未満となる場合は、事業主の証明の提出は不要です。

令和6年													
給	給	給	給	給	給	賞	給	給	給	給	賞	給	給
1月	2月	3月	4月	5月	6月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	11月	12月
10.5万円	10.5万円	16万円	10.5万円	10.5万円	7万円	3.5万円	8万円	10万円	8万円	10万円	3.5万円	7万円	10.5万円

125.5万円

年間収入が130万円未満となるので、事業主の証明の提出は不要です。

5.「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書の記入例等 (新たに扶養認定を受ける方)

当健保組合における被扶養者の認定は、課税証明書、直近の給与明細書3ヵ月分を確認し、月々の収入が厚生労働省通知の額(130万円)の12分の1(108,333円)未満である場合は、今後、1年間の収入が130万円未満となる見込みと判断し、認定を行っておりました。今回の措置を受け、新たに被扶養者の認定を受ける際、直近3カ月の収入に一時的な収入の増加がある場合には、被扶養者の勤務先の事業主から一時的な収入変動である旨の証明書を取得し、通常提出が求められる書類と併せて、事業主の証明書を提出していただくことで、迅速な認定を可能といたします。

以上